

## 商品概要説明書

1. 商品名	医療ローン
2. お申込みに なれる方	お申込み時点で以下の条件を満たす現職の個人組合員の方 ・勤続1年以上かつ満20歳以上で、当組合に普通預金口座を開設している方 ・当組合からのお借入がある場合は延滞がない方 ・休職中でない方またはその予定がない方 ・転職者等の方は、申込時1年以内に同一勤務先での連続して1年以上の就業履歴があることを確認できた場合は、勤続6か月以上1年未満でのお申込みが可能です。(アルバイト、パートタイマー勤務は除きます)  ※なお、再任用職員、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の方はご利用いただけません。
3. 資金用途	・ご本人または配偶者ならびに健康保険上の被扶養親族の入院治療費用 ・お申込み前2か月以内にお支払済みのものもご利用いただけます。  ※なお、お借入資金はご指定いただいた当組合の普通預金口座に入金させていただきますが、原則として預金口座からお支払先に直接お振込していただきます。
4. ご融資金額	10万円以上200万円以内(1万円単位) ただし、 ・既に当組合の貸付をご利用中の場合は、全貸付の残高合計が1,500万円を上限とします。ただし、「住宅ローン(共済借換)」・「スカイローン」・「SSS住宅ローン」・「カードローン」を除きます。 ・資金用途確認書類で確認できる必要額以下とします。 ・合計額200万円以内で複数ご利用いただけます。 なお、同一患者にかかるお借入を追加申込みされる場合は、既お借入残高を合算のうえお借換いただけます。 ・本件お借入を含むすべてのお借入の年間返済元利金合計が、前年の税込年収(配偶者に収入がある場合は合算した額)に対し下記基準以内となる方 500万円以下のとき 25%以内 900万円以下のとき 35%以内 900万円超のとき 40%以内
5. ご返済期間	10年以内(120回以内)
6. ご返済方法	・元金均等分割返済または元利均等分割返済のいずれかをお選びいただけます。 ・いずれをお選びの場合でも、貸付額の50%を上限として6か月毎のボーナス返済を併用することができます。(ボーナス返済部分のご返済期間は、毎月返済部分のご返済期間と同じ期間になります) ・元金均等分割返済をお選びいただいた場合の毎回の返済元金、または元利均等分割返済をお選びいただいた場合の毎回の返済元利金合計は最低1万円以上です。 ・給与・賞与から天引きによりご返済いただきます。
7. 金 利	・6か月毎の変動金利です。(お借入期間中の金利の見直しは毎年4月1日及び10月1日に行い、4月1日の場合は6月の毎月返済部分の

	<p>約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の毎月返済部分の約定返済日の翌日から適用します)</p> <p>・現在の金利については窓口にお問い合わせください。</p>
8. 担保・保証人	不要です
9. お申込み時にご用意いただくもの	<p>① 普通預金通帳およびお取引印鑑</p> <p>② ご本人であることを確認できる書類 ・マイナンバーカード（提示できない場合は、運転免許証、パスポート、健康保険証など）</p> <p>③ 資金用途確認書類 (1)入院費請求書、治療明細書等金額および費用支払いの妥当性が確認できる書類 (2)支払済みの場合は当該支払に対する領収書 ただし、20万円以下の場合は医師の診断書のみで可(上記(1)(2)は不要)</p> <p>④ 前年の年収確認書類（源泉徴収票、市県民税特別徴収税額決定通知書など）</p> <p>⑤ 直近の給与支給明細書</p> <p>⑥ 配偶者の収入を合算する場合は配偶者の前年の年収確認書類</p> <p>⑦ 健康保険証写しまたは住民票（全員記載）謄本など医療対象者との関係が確認できるもの</p> <p>⑧ その他当組合が必要と認めた書類</p>
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合総務部総務課にお申し出ください。 【神戸市職員信用組合 総務部総務課】078-984-0500 受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間 8時45分～17時30分</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。</p> <p>具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p>

	受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日および協会の休業日は除く) 受付時間 : 9時～17時 電話 : 03-3567-2456 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
--	--

※詳しくは融資課窓口にご相談ください。

※審査の結果によってはご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。